

鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例

鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、昭和40年 6 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、昭和40年 6 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p><u>2 この条例は、平成22年 3 月31日までに延長その他の</u> <u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ</u> <u>の効力を失う。この場合における経過措置に関し必</u> <u>要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。